

# 墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行に伴い、「政府行動計画」及び「東京都行動計画」が新たに策定されたことを踏まえ、各計画との整合性をとりつつ、特措法で規定された新たな事項を加え、墨田区の新型インフルエンザ等の対策について、新たに行動計画を策定

## 墨田区行動計画の概要

- 位置づけ ○ 区における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう対策の選択肢を示すもの
- 主な内容 ○ 東京都行動計画との整合性をとりつつ、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策を記載  
○ 区長を本部長とする対策本部を中心とする実施体制を整備(平成25年3月、墨田区新型インフルエンザ等対策本部条例を制定)

## 計画の構成

- はじめに 特別措置法の制定、国・都の取り組みの経緯、墨田区の行動計画
- 基本的な方針 基本的考え方、対策の目的、被害想定、発生段階の考え方、対策実施上の留意点
- 国、都及び区 基本的な責務、区の実施体制等の役割
- 対策の基本項目 サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、区民相談、感染拡大防止、予防接種、医療、区民生活及び区民経済の安定の確保
- 各発生段階 未発生期、海外発生期、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期、小康期

## 発生段階に応じた主な対策

### 【対策の目的】

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を守る。
- 区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
実施体制	主な対策		(●政府対策本部) (●都対策本部)	●区対策本部の設置 緊急事態宣言			●区対策本部の廃止
1 サーベイランス・情報収集	発生段階に応じたサーベイランスを実施 国、都及び報道等を通じ、情報の収集	・通年のサーベイランス	・サーベイランスの強化、発生状況の把握			・入院患者の把握・重傷者の情報収集	・通年サーベイランス
2 情報提供・共有	区民・事業者へ迅速かつ正確な情報提供 関係機関との緊急連絡体制の整備	・情報連絡体制の整備	・基本的知識、発生状況、状況に応じた医療体制及び受診方法の周知 ・関係機関等に対する発生に備えた協力依頼				・第1波の終息発表
3 区民相談	新型インフルエンザ相談センターの設置 感染拡大防止策ほか各種相談対応		・新型インフルエンザ相談センターでの健康相談、専門外来の案内	・各種相談体制の強化		・相談内容の情報共有化	・拡充体制の縮小・廃止
4 感染拡大防止	発生段階に応じた感染予防策の周知 施設の感染対策の実施	・基本的な感染拡大防止策の周知	・感染症法に基づく、患者及び濃厚接触者への対応準備	・感染予防策の徹底	・国の緊急事態宣言に基づく措置の周知 (不要不急の外出自粛、施設の使用制限等)		・拡大防止策の見直し
5 予防接種	特定接種及び住民接種の実施	・接種体制の整備	・特定接種の準備及び実施	・住民接種の準備及び実施			・第二波に備えた接種の継続
6 医療	区の実情に応じた医療体制の整備	・医療体制の整備	・医療機関における患者のトリアージ、院内感染防止策の確認	・相談センターでの相談対応 (専門外来で受診)		全医療機関で受診 院内体制:通常→強化→緊急	・平常体制への回復
7 区民生活及び区民経済の安定の確保	要援護者への必要な生活支援の実施 食料、生活必需品等準備の呼びかけ 行政機能の維持	・要援護者及び遺体安置施設等の把握	・要援護者等への支援準備	・遺体安置施設等の準備	・生活必需品等準備の呼びかけ	・要援護者へ支援実施	・平常体制への回復